

## 第7章 景観形成の推進体制

1. 総合的な推進体制の構築
2. 協働による景観まちづくりの推進
3. 景観計画の進行管理



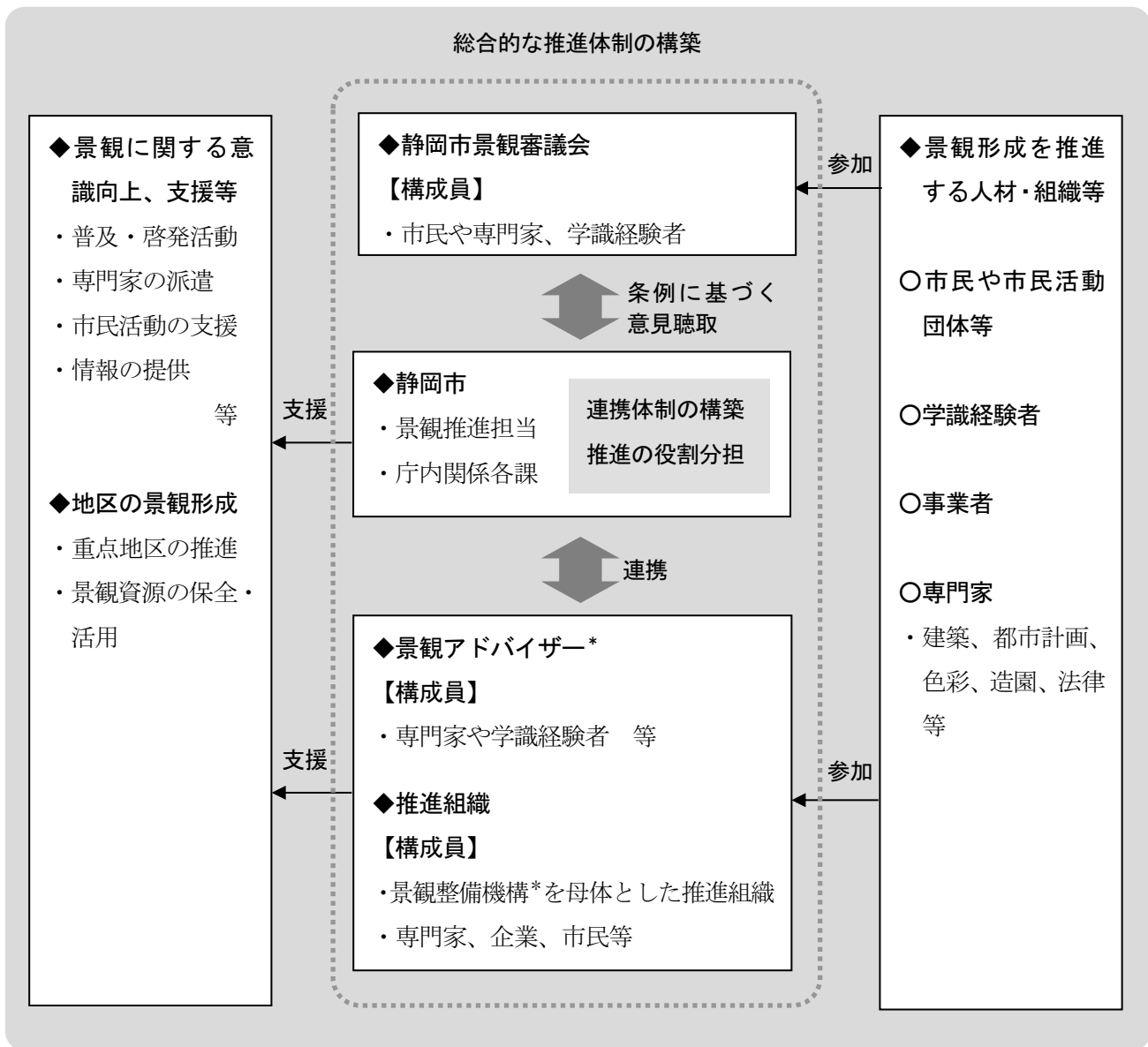
## 第7章 景観形成の推進体制

### 1. 総合的な推進体制の構築

良好な景観形成を推進するためには、本計画などの実効性を確保するとともに、市民や市民活動団体等による景観まちづくり活動の推進、専門家の助言や参画、庁内の連携や調整の仕組みづくりなどにより、市民・事業者・市の協働による総合的な推進体制を構築する必要があります。

このため、次に示す総合的な推進体制を構築し、景観形成に取り組みます。

図 総合的な推進体制



## 2. 協働による景観まちづくりの推進

### 1) 地区レベルの景観形成、景観資源\*の保全・活用

静岡らしい景観の形成のためには、身近な地区レベルで地域特性を活かした景観形成を進めていくことが不可欠です。また、市民アンケートや事業者アンケートにおいて、地域住民の意見を反映した地区ごとの景観ルールづくりが今後の景観行政に求められています。

地区レベルの景観形成のためには、地区の状況や課題、住民の意欲などを踏まえ、次のような適切な規制誘導の手法を選択していきます。

#### ①景観計画重点地区の指定

本市には、様々な都市機能の集積、商業・業務施設の拠点、旧東海道に代表される歴史的まち並み、良好な住宅地など、個性的なまち並みを持つ地区が多数存在します。

景観条例に基づき、特に、良好な景観形成に取り組む「重点地区」として位置づけ、地区独自の景観形成の目標や方針、景観形成基準などを定め、地区の景観資源や個性を活かした景観形成に取り組むこととします。

現在、4地区が指定されており、今後も住民や事業者の合意形成を図りながら、景観計画重点地区の追加指定を目指します。

#### ②広告景観整備地区の指定の検討

屋外広告物条例に基づき、良好な景観を形成するため、屋外広告物の景観誘導が特に必要と認められる区域を「広告景観整備地区」に指定し、屋外広告物の形状、面積、色彩、意匠などの基準を定め、地域特性にふさわしい広告景観の形成を図ります。

#### ③その他関連制度と連携した景観形成

その他、都市計画法による地区計画、建築基準法による建築協定、都市緑地法による緑地協定、空家等対策の推進に関する特別措置法など、関連制度と連動させ、効果的な景観形成を進めます。

なお、地区レベルの景観形成にあたっては、地区の状況にあわせ、段階に応じた様々な支援が重要です。このため、次に示す取り組みを進めます。

○市又は専門家の派遣（特に、初動期）

○地域資源の発掘等の活動（まち歩きや資源マップの作成等）

○市民活動団体や協議会の認定と支援（情報提供、専門家の派遣、活動助成等）

\*【用語の解説】 景観資源 → P用-1

## 2) 市民・事業者の景観への関心の向上

市民・事業者との協働により、良好な景観形成を進めるためには、次のような景観に関する関心や意識を醸成する基礎的な取り組みが考えられます。

### ①市民等への効果的な情報発信ツールの活用

広く市民に景観まちづくりに関心を持ってもらえるよう、パンフレット等のもとより、ホームページやソーシャルメディアといった多様なツールを有効に活用し、適時適切に情報発信を行います。

### ②事業者に向けた制度の周知

景観形成の方針や基準、届出制度など、主に事業者に関わる内容について、ガイドラインなどわかりやすい冊子を作成するとともに、事業者や業界団体への周知や広報を積極的に行います。

### ③子どもや若い人たちへの景観学習の実施

将来の景観まちづくりを担う子どもや若い人たちの景観に関する意識を醸成するため、景観に関する副読本の作成、出前講座の実施など、景観や都市計画の学習を実施します。

## 3) 市民・事業者の自発的な活動の促進

市民が身近なレベルで景観まちづくり活動に参加できる機会の創出など、次のような市民・事業者の自発的な活動の継続につながる仕組みづくりが考えられます。

### ①静岡市都市景観表彰事業の実施

景観条例に基づく表彰制度を活用し、市内の良好な景観の形成に貢献している建築物、緑、屋外広告物などを、公募し、表彰することで、優良事例としてPRしていきます。

この事業を通じて、景観資源を発掘、共有し、その保全・活用の活動につなげていくとともに、地域の景観形成に努めている市民や事業者のモチベーションの維持向上や、地域の景観まちづくり活動の活発化が期待できます。

今後は、民間活力を活用し、静岡市都市景観表彰事業実行委員会の組織、景観整備機構の指定など、実施主体を市主導から民間主導の体制へ移行を検討していきます。



市長より受賞者へ表彰状の授与



静岡市まちかどコレクション 2016  
(静岡市都市景観賞)  
大賞受賞「泉ヶ谷地区のまち並み」

## ②身近な清掃・緑化活動の促進

本市の良好な景観を維持していくためには、日頃の清掃活動や緑化活動が重要であり、アンケートにおいても、こうした取組は市民にとって比較的協力しやすい景観まちづくりであるとの意見が多くありました。

「静岡市道路サポーター制度」や「河川環境アドプトプログラム」の事業や活動状況のPR、個人や店の庭を開放するオープンガーデンの推進、ウォーキングなど楽しいイベントと組み合わせた清掃活動の実施など、市民や事業者の自発的な清掃緑化活動を促進します。



道路清掃活動

## ③市民活動団体の認定

景観条例に基づく、重点地区景観形成協議会、景観まちづくり協議会、美しいまち静岡を推進する市民の会といった団体認定制度を活用し、一定の地域やテーマにおける市民の自主的な活動を促進されるよう、必要な情報提供や技術的な助言などの支援をします。

## ④景観サポーターによる活動

定期的にサポーターを公募し、資源の発掘や広告物の簡易除却等の景観に関する様々な活動への参加を通して、景観まちづくりへの意欲を高めていきます。また、活動の成果は、市ホームページ等で随時公表する等の周知を図ります。

## 4) 専門家等の参画等

本計画の実効性を高め、より質の高い建築物等のデザインを誘導するためには、専門家等による助言などが大切です。また、地区レベルの景観形成の推進に当たっては、専門的な助言や活動のコーディネートが必要な状況も見られます。このため、専門家等を「景観アドバイザー」として位置づけ、次のような参画する機会の創出を進めます。

①景観計画・景観条例に基づく届出の事前協議、専門的な助言等

②公共施設の整備等に関する助言等

③地域の景観まちづくりを支援する専門家の登録・派遣等

5) 関係機関との連携

①庁内の連携

良好な景観形成の推進のためには、市が先導的な役割を果たすことが重要であり、市有建築物や道路、公園等の公共施設には、地域の景観特性を活かした整備等が求められます。また、良好な景観を形成するためには、環境影響評価制度（環境関係部局）、国内外の誘客施策（観光関係部局）、商工業や農業などの振興施策（経済関係部局）、歴史的価値の高い建造物の保全活用施策（文化財関係部局）等と、連携を図ることにより、互いに多くの相乗効果が得られます。

そのため、関係する所管課との連携、調整を強化するため、庁内調整連絡会議を設置・運営します。

図 庁内連携体制の構築

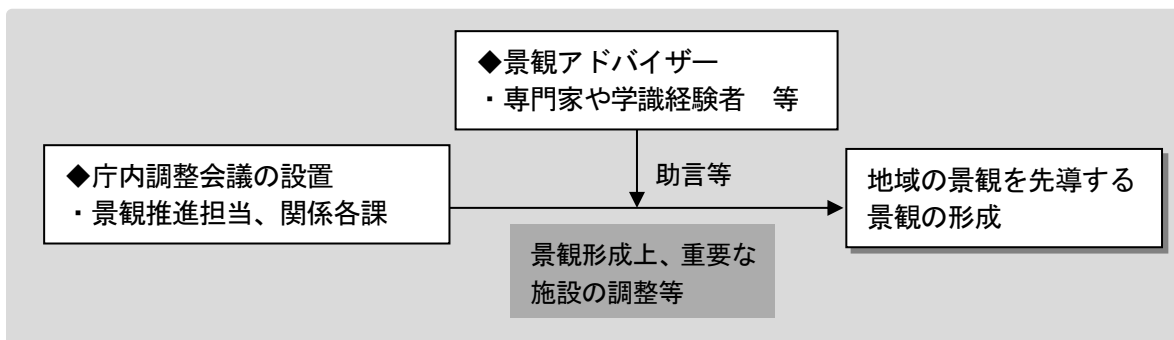
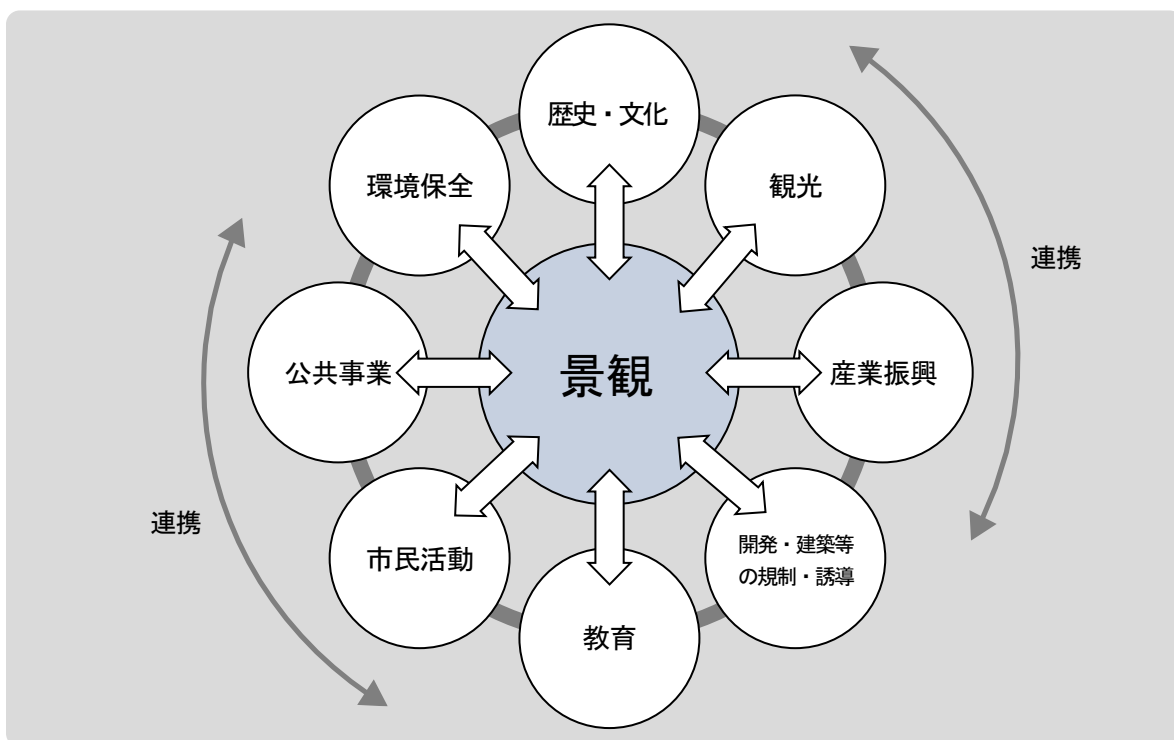


図 庁内の連携



②民間の確認検査機関との連携

本計画の周知を積極的に行い、民間確認検査機関と連携することで、建築確認申請の事前相談等に合わせて、同機関から景観法\*に基づく届出を促すことにより、届出制度の確実性や景観誘導の実効性を高めます。

\*【用語の解説】 景観法 → P用-1

## 6) 官民（主に事業者）協働の体制づくり

景観形成では、民間事業者の役割も重要であることから、事業者の意欲を活かした、景観形成の推進母体を育成するため、次のような手順での事業者と市の協働の体制づくりが考えられます。

## ①景観整備機構を母体とする推進組織の設置

景観整備機構を母体とし、関連する業界団体や地元の有志企業、電気、電話、鉄道等のインフラの事業者などで構成される体制づくりを行います。

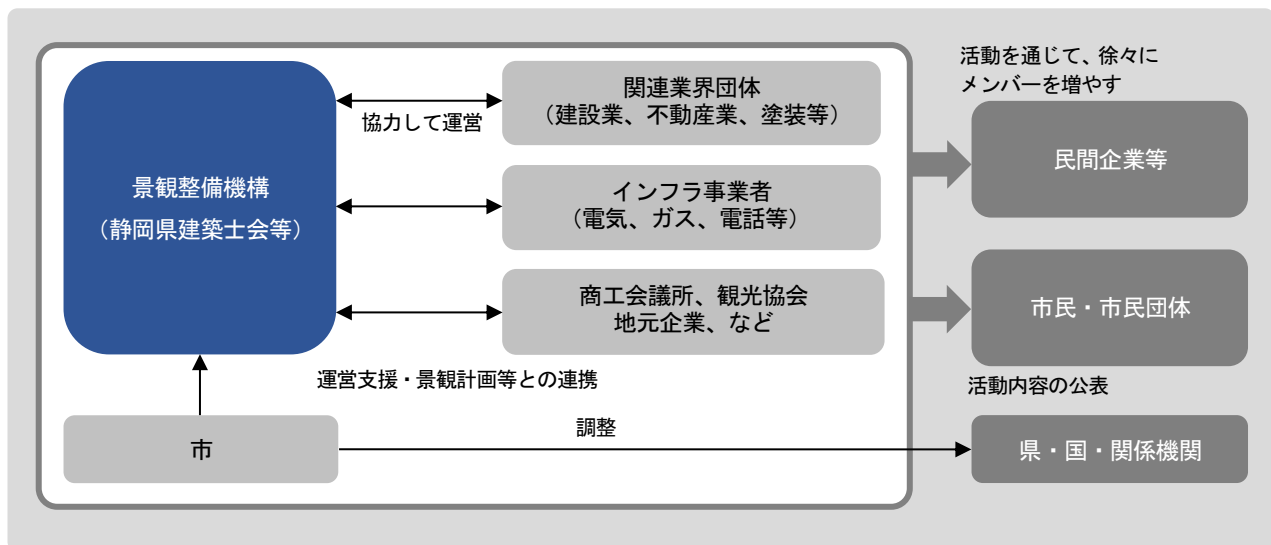
## ②身近なところから実行する

協議会では、始めに景観形成への貢献として何ができるか、といったことを調査・研究しながら、比較的に取り組みやすい、景観資源の保全・活用等を手がかりとして、可能なものから実行に移していきます。

## ③段階的に活動の幅を広げ、景観形成の推進母体に成長させる。

活動の幅や領域は、活動を展開するにつれて徐々に増やしていき、最終的には市から自立した組織となり、景観形成を推進する組織として成長できるよう目指します。

図 推進組織のイメージ



## ◆官民協働の推進組織の活動例（景観資源の保全・活用をテーマにした活動）

- 景観資源の発掘・調査（「都市景観表彰事業」など）
- 景観資源の保全・活用の支援  
（技術的支援、景観まちづくり支援、観光資源としての周知・活用、人材育成等）
- 景観資源の周辺整備（民間施設協調、公共施設整備、電柱・電線等の修景など）

### 3. 景観計画の進行管理

#### 1) PDCA による進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクル(Plan:計画、Do:具体的な取組の展開、Check:結果の検証、Act:必要な改善)を繰り返すことにより、着実に取組を実施し、段階的かつ継続的な発展を図っていきます。



#### Plan (計画)

「都市と自然と人が調和し 心地よさが感じ続けられるまち」を基本理念に掲げ、景観法に基づく建築物等の行為の制限や景観資源の保全・活用、市独自の景観施策を展開していきます。

#### Do (具体的な取組の展開)

目標に向けた取組を市民、事業者、市が協働で実施していきます。

#### Check (結果の検証)

概ね5年ごとに、市民アンケートの結果や取組の実施状況を踏まえて、計画の推進状況の評価・検証を行います。

#### Act (必要な改善)

結果の検証、市民アンケートの意見を踏まえ、取組の見直しを行います。また、社会情勢の変化や上位・関連計画の改訂などによる見直しも検討していきます。